

## 避難所の選択

大規模な災害が発生した場合、安全な避難先で避難生活を送ることになります。

### 在宅避難

自身と自宅の安全が確保できるならば、住み慣れた自宅での「在宅避難」を強くおすすめします。避難所は自宅で避難生活を送れない場合に行く場所で、無理に避難所に行く必要はありません。日ごろから家庭で飲料水や食料などを備蓄しておくことが大切です。



### 避難所への避難

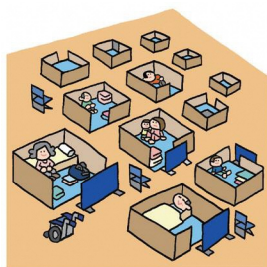
自宅を離れた避難所での生活は不自由であり、ストレスなどから体調を崩してしまうこともあります。少しでも負担を減らすため避難所では決められたルールを守り、避難生活者同士で協力して支え合うことが大切です。



## 避難所生活・運営の心得

### 生活ルールを守りましょう

- ◆起床や就寝の時間、トイレの使い方など共同生活のルールを守りましょう。
- ◆ごみを決められた場所に出す、トイレをきれいに使う、定期的な清掃を行うなど、清潔な生活環境を保つことを心がけましょう。



### 高齢の方や障がいをお持ちの方

- ◆避難する場所を事前に確認して、周りの人に災害時に避難の協力をしていただけるコミュニケーションをとっておきましょう。
- ◆出入口やトイレに近い場所に避難スペースを確保するなど配慮しましょう。



### 役割分担して運営に参加しましょう

- ◆避難者もできる範囲で、清掃や炊き出し、物資の配布など役割分担して避難所の運営に参加しましょう。



### 女性や妊娠中の方

- ◆着替えや乳幼児の授乳、おむつ替えスペースなど人目につかない場所を確保しましょう。



### 健康の管理に気をつけましょう

- ◆エコノミークラス症候群を予防するために、定期的に体を動かしましょう。
- ◆水分不足はさまざまな体調不良の原因となります。トイレの回数を気にせず、こまめに水分を補給しましょう。



### 食物アレルギーのある方

- ◆日ごろから自分が食べられる食料を備蓄しておきましょう。
- ◆被災したときに食物アレルギーがあることを周りの人に分かってもらえるように工夫しましょう。



### 感染症対策の徹底をしましょう

- ◆マスクの着用や手洗いを徹底しましょう。
- ◆アルコール消毒液などにより、手指消毒を行うほか、手すりやドアノブなどの多くの人がふれる場所を定期的に消毒しましょう。
- ◆十分な換気を行いましょう。
- ◆発熱などの症状がある方は、専用のスペースで生活していただくことになります。



### ペットとの同行避難

- ◆避難所には、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人もいるため、ペットは決められたスペースでケージに入れて管理しましょう。
- ◆日ごろからケージに慣れさせ、決められた場所での排せつなど、基本的なしつけをしておきましょう。
- ◆ケージやペットフード、ペット用品は飼い主が用意し、ペットの世話は飼い主が責任をもって行いましょう。
- ◆ペットとの同行避難については、行田市ホームページでも確認できます。



### 犯罪に気を付けましょう

- ◆避難所生活では防犯意識を高く持ち、就寝場所や専用スペースなどの巡回警備を行い、犯罪を許さない環境づくりに取り組みましょう。



# 避難者カード

指定避難所に避難する場合、受付では「避難者カード」を記入する必要があります。これは誰が避難しているかを把握し、安否確認や物資の配布などに使用するものです。避難者カードをあらかじめ作成しておくことで、スムーズな避難につながります。なお、避難者カードは行田市ホームページからもダウンロードが可能です。



## 避難者カード

・避難所への入所時に、世帯代表の方が記入してください。

①	自治会名			
②	氏名等	ふりがな 氏名	年齢	備考（特別な配慮等）
③	住所			
④	電話番号	代表者携帯：		
⑤	家屋の状況 わかるものに○	全壊・半壊・一部損壊	居住の可否（可・否）	
		床上浸水・床下浸水	断水・停電・ガス停止	
⑥	緊急連絡先			
⑦	特記事項	避難所運営において役に立つ資格（看護師、防災士等）、 <u>その他要望等があれば記入してください。</u>		
⑧	安否の問い合わせに情報を公開してもよいですか。	はい・いいえ		

※以下は運営委員会で記載します。

避難者カード No.	退所年月日	転居先と連絡先
	年 月 日	転出先： 電話：

◆作成した避難者カードは、コピーのうえ点線に沿って切り取り、非常持出品とともに用意しておきましょう。

# 避難所等一覧表



## 指定緊急避難場所

災害発生時もしくは発生のおそれがあるときに生命および身体を守るために避難する場所



## 指定避難所

災害発生時に立ち退き避難をした者や住居が被災した場合に一時的に滞在し生活するための施設※1※2

番号	施設名	住所	地震	洪水		I/A
				利根川	荒川	
1	忍小学校	本丸 7-20	○	△	△	B-3
2	忍中学校	本丸 18-6	○	△	△	B-3
3	市役所駐車場	本丸 2-5	○			B-3
4	忍城バスターミナル	本丸 3-5	○			B-3
5	産業文化会館駐車場	本丸 2-20	○			B-3
6	商工センター	忍 2-1-8	○	△	△	B-3
7	コミュニティセンターみずしろ	本丸 5-10	○	△	△	B-3
8	中央児童公園	中央 6-1	○			B-3
9	南小学校	佐間 1-25-4	○	△	△	B-3
10	コミュニティセンターみずしろ分館	向町 5-3	○			B-3
11	行田中学校	佐間 3-3-8	○	△	△	B-3
12	忍・行田公民館	佐間 1-22-11	○			B-3
13	佐間公民館	佐間 3-1-37	○	△	△	B-3
14	シルバー人材センター	旭町 13-24	○			B-3
15	男女共同参画推進センター	佐間 3-23-6	○	△	△	B-3
16	向町公園	向町 7	○			B-3
17	持田公民館	城西 5-9-26	○	△	△	A-3
18	西小学校	持田 3-5-9	○	△	△	A-3
19	西中学校	持田 600	○	○	△	A-3
20	城西公園	城西 3-14	○			A-3
21	星河公民館	谷郷 2082	○	△	○	B-2
22	北小学校	和田 94-1	○	△	○	B-2
23	県立進修館高等学校	長野 1320	○	△	○	B-2
24	総合体育館	和田 1242	○	△	○	B-2
25	総合公園	和田 1165	○			B-2
26	太井公民館	棚田町 1-58-10	○	△		A-3
27	泉小学校	持田 70	○	△	△	A-3
28	門井球場	門井町 2-23	○			A-3
29	清水町公園	清水町 11	○			A-4
30	鶴土井公園	門井町 3-8	○			A-3
31	壱里山公園	壱里山町1-51	○			A-4
32	棚田中央公園	棚田町 1-2	○			A-3
33	東小学校	長野 2-26-8	○	△	△	B-3
34	長野中学校	桜町 2-1-55	○	△	○	B-2
35	県立進修館高等学校(旧工業高校)	長野 1354	○	△	○	B-2
36	桜ヶ丘小学校	長野 1880	○	△	○	B-2

番号	施設名	住所	地震	洪水		I/A
				利根川	荒川	
37	桜ヶ丘公民館	長野 1812-1	○			B-2
38	長野公民館	長野 1-4-8	○	△	○	B-3
39	県立行田特別支援学校	長野 4235	○	△	△	B-3
40	県立総合教育センター	富士見町2-24	○	△	○	B-2
41	富士見公園	富士見町1-15	○			C-3
42	富士見児童交通公園	富士見町 2-9	○			B-2
43	荒木公民館	荒木 1111	○		○	C-2
44	見沼小学校	荒木 1606	○	△	○	C-2
45	見沼中学校	荒木 4892	○	△	○	C-2
46	旧須加小学校	須加 4586	○	○	○	C-1
47	須加公民館	須加 4650-2	○	△	○	C-1
48	見沼元塚公園	須加 3792	○			B-1
49	旧北河原小学校	北河原 1517	○	△	○	A-1
50	北河原公民館	北河原 1378	○		○	A-1
51	総合福祉会館	酒巻 1737-1	○	△	○	B-1
52	南河原小学校	南河原 782	○	△	○	A-1
53	南河原中学校	南河原 1081	○	△	○	A-1
54	南河原公民館	南河原 869	○		○	A-1
55	馬見塚公園	馬見塚 540-1	○			A-2
56	犬塚農村公園	犬塚 1460	○			B-1
57	埼玉小学校	埼玉 4610-2	○	○	△	C-4
58	埼玉中学校	埼玉 4143-1	○	○	△	C-4
59	埼玉公民館	埼玉 4600	○	△	△	C-4
60	さきたま古墳公園	埼玉 4834	○			B-3
61	旧星宮小学校	上池守 47	○	△	△	A-2
62	星宮公民館	上池守 46	○			A-2
63	下忍小学校	下忍 2451	○	△	△	B-3
64	下忍公民館	樋上 214	○			B-3
65	太田公民館	下須戸 971	○	△	○	C-3
66	太田西小学校	小針 3521	○	△	○	C-3
67	太田東小学校	真名板 955	○	△	○	D-3
68	太田中学校	下須戸1164-1	○	△	○	C-3
69	地域文化センター	真名板1173-2	○		○	D-3
70	地域交流センター	下須戸 629	○		○	D-2
71	古代蓮の里	小針 2375-1	○			C-3
72	水城公園	水城公園	○			B-3

※1 指定避難所は、災害の状況に応じて開設するためすべての避難所が同時に開設するものではありません。

避難所の開設状況については、行田市から発信する情報をご確認ください。

※2 行田市では、指定避難所はすべて指定緊急避難場所に指定されています。

○…利用可能

△…2階以上利用可能

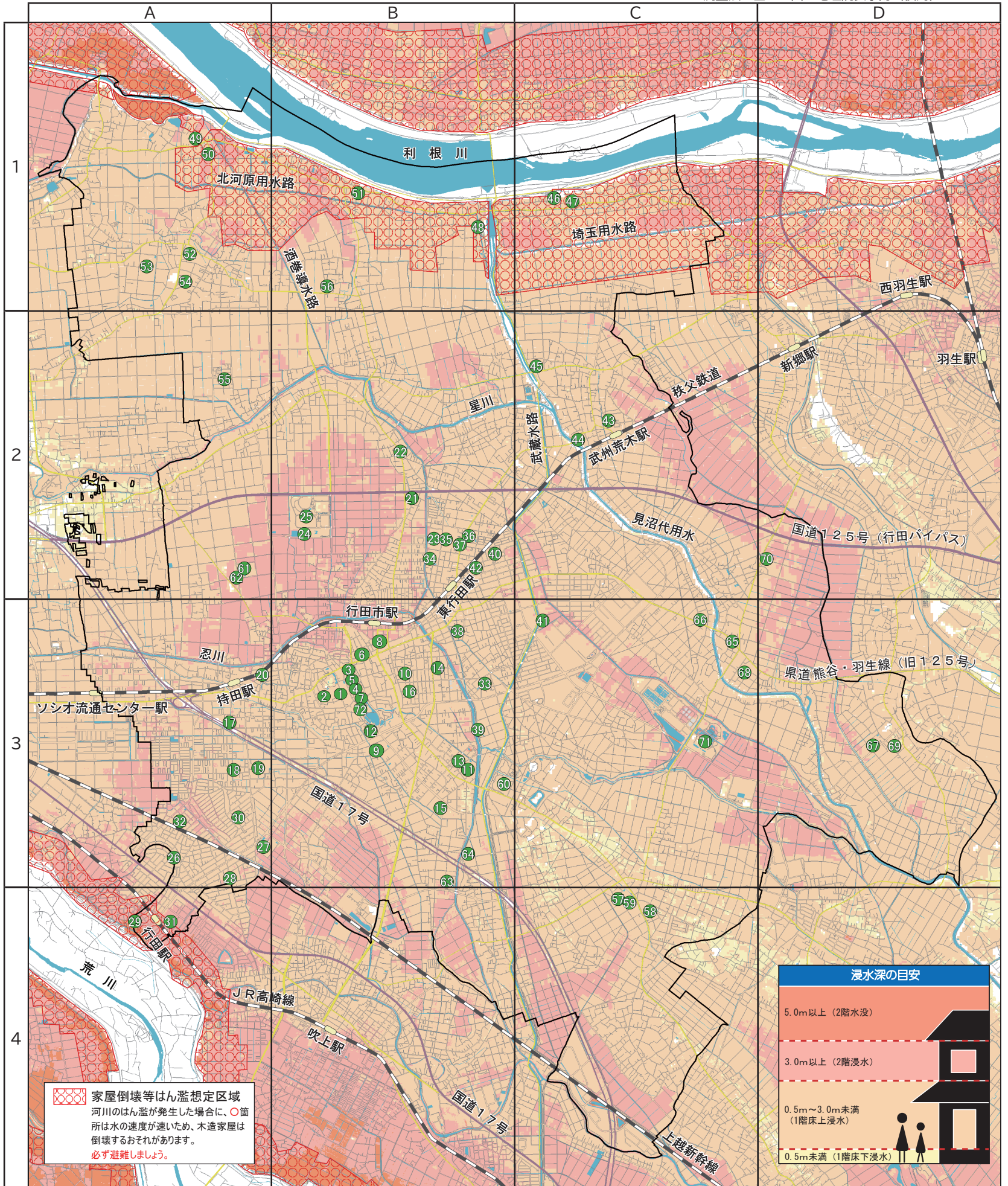
# 洪水浸水想定区域図

この図は、国・県が公表した「想定し得る最大規模（概ね1,000年に一度）の大雨」に伴い「荒川」「利根川」「小山川」「福川」「唐沢川」「忍川」「星川」がはん濫した場合の浸水の範囲と深さを重ね合わせたものです。

いざというときに備えて、自宅や勤務先など普段滞在している場所周辺の浸水の深さを把握しておき、最寄りの指定避難場所や指定避難所までの避難経路を確認しましょう。

また、避難経路上に危険な場所がないか実際に歩いて確認することも大切です。

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R3JHs 590



この洪水浸水想定区域図の策定にあたっては、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨によるはん濫等を考慮していませんので、洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。